

認定審査基準確認表

浜須賀地区まちのちから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（H30年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市長が告示する浜須賀地区まちのちから協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル（別添1）01の規約第1条における協議会の活動区域と合致。	申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「浜須賀地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり12自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）（3）（4）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）に、地域福祉全般に関する地域団体の代表として規定されており、①浜須賀地区社会福祉協議会、②浜須賀地区民生委員児童委員協議会が参加している。 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （3）にスポーツ・健康に関する地域団体の代表として規定されており、浜須賀地区体育振興会が参加している。 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （4）に、青少年育成に関する地域団体の代表として規定されており、①浜須賀小学校区青少年育成推進協議会、②緑が浜小学校区青少年育成推進協議会、③浜須賀小学校PTA、④浜須賀中学校保護者会のほか、準委員として浜須賀小学校、緑が浜小学校、浜須賀中学校の3校が参加している。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第6条（2）（3）（4）」に該当する団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（11）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第23条～第26条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※ 昨年度実施された各事業においてはいずれも参加条件を設けず、誰もが参加できる事業としたほか、目安箱により住民意見の聴取に努めた。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。 ※ 協議会に関する様々な情報を積極的に発信するため、広報紙を年3回発行し、組織の透明性を高めるよう努めた。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第3条に目的、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。